



中小企業の為の経営のヒント

## 菅原会計通信

2020年4月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## 新型コロナウイルスに対する支援制度

新型コロナウイルスに対する事業者向けの政府の主な支援制度をまとめましたのでご案内します。

### 1. 融資関係

#### (1) 日本政策金融公庫

新型コロナウイルスの影響を受けて一時的に業績が悪化し、最近1ヶ月の売上高が前年同月と比較して15%以上（中小企業者は20%以上）減少している場合、当初3年間実質的に無利息・無担保で融資を受けることができます。

融資を希望される場合は、当事務所から紹介状をお渡ししますので、まずはご相談下さい。

#### (2) 各金融機関

最近1ヶ月の売上高が前年同月と比較して減少していなくても、今後の影響が見込まれる場合はセーフティーネット（一般保証とは別枠で信用保証協会100%保証）による融資を受けることができます。（この場合は金利優遇はなし）

#### (3) 生命保険会社

解約返戻金のある生命保険に加入している場合、解約返戻金の一定範囲内で、生命保険会社から貸付（契約者貸付制度）を受けることができます。通常は所定の利息（2.25%~3.75%）がかかりますが、多くの生命保険会社では、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の利息を一定期間ゼロとしています。

また、保険料の払込が困難な場合は申し出により、保険料の払込を最大6ヶ月程度、猶予することも可能です。





## 2. 補助金・助成金関係

### (1) 雇用調整助成金

新型コロナウイルスの影響で一時的な休業等を行った場合には、休業手当（賃金）の一部が返却不要の資金として国から助成を受けることができます。通常は事前に計画届の提出が必要になりますが、すでに休業等を実施している場合でも令和2年5月31日までに計画届を提出すれば、特例として事後届け出も認められています。

### (2) 保護者の休暇取得に対する助成金

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休校した場合に、その小学校等に通う子の保護者である労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を企業が取得させた場合は、日額 8,330 円を上限として助成金が支給されます。

### (3) I T 導入補助金

在宅勤務制度（テレワーク）を新たに導入するため、I T ツールを導入する企業に対して一定額が補助されます。（申請書の提出と審査が必要になります）

## 3. 納税の猶予

新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、一定の期間、納税の猶予が認められます。

ただし、あくまで「猶予」であり「免除」ではないため、申請するかどうかは慎重に判断する必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響がいろいろなところで見受けられるようになりました。特に、資金繰りには十分ご注意ください、早め早めの対応を心がけるよう、よろしく願い申し上げます。

また、制度の概要などご不明な点がございましたら、当事務所までご相談下さい。

(青山 記)

